

令和2年1月

定例総会（拡大委員総会）  
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和2年1月31日（金）午後1時29分から午後3時22分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 24人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	6番	金子 文彦
7番	小林 弘也	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	11番	窪田 英明
12番	塩原 忠	13番	田中 悦郎
14番	柳澤 元吉	15番	長谷川直史
16番	河野 徹	17番	濱 博
18番	前田 隆之	19番	橋本 実嗣
20番	古沢 明子	21番	波多腰哲郎
22番	三村 晴夫	24番	二村 喜子
25番	上條信太郎	26番	堀口 崇

(2) 推進委員 15人

推1番	大月 國晴	推2番	朝倉 啓雄
推3番	大澤 好市	推5番	太田 辰男
推6番	赤羽 武史	推7番	村沢 由夫
推8番	上條 博志	推10番	中平 茂
推11番	上條 一利	推12番	堀内 俊男
推13番	上條 信	推14番	丸山 寛実
推15番	波田野裕男	推16番	波場 秀樹
推18番	中澤 一海		

4 欠席委員

(1) 農業委員 2人 10番 岩垂 治 23番 塩野崎道子

(2) 推進委員 3人 推4番 竹内 益貴 推9番 田中 武彦  
推17番 森田 大樹

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第159号、第160号）
- イ 農用地利用配分計画案の承認の件……………（議案第161号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……（議案第162号～第165号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第166号～第170号）
- オ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件（議案第171号）

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意契約通知の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件
- カ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

令和元年農地賃貸借料に関する情報提供について…（議案第172号）

(2) 協議事項

令和元年度利用意向調査結果に基づく対応について

(3) 報告事項

- ア 令和2年度農業委員会行事予定について
- イ 農業委員・農地利用最適化推進委員として注意すべきこと（注意喚起）
- ウ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8 出席職員	農業委員会事務局	局 長	山田 賢司
	〃	局長補佐	板花 賢治
	〃	局長補佐	清澤 明子
	〃	局長補佐	川村 昌寛
	〃	主 査	大内 直樹
	〃	主 査	中野 雅年
	〃	主 任	青柳 和幸
	〃	事 務 員	大島のぞみ
	農 政 課	主 事	川嶋 遥
	〃	主 事	宇治 樹
	西部農林課	主 査	赤羽 誠
	松本農業改良普及センター課長補佐		小川 章

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 小林会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 15番 長谷川直史 委員
- 16番 河野 徹 委員

13 会議の概要  
議 長

それでは、次第に沿って進めてまいります。

まず、農地に関する事項からを初めに進めてまいります。

初めに、議案第159号 農用地利用集積計画の決定の件、関連いたしまして、農地中間管理権の設定に係る議案第161号 農用地利用配分計画案の承認の件について一括上程をいたします。

最初に、議案に掲載されている新規就農者について事務局から説明をし、その後、農政課から議案内容について説明をしていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

青柳主任。

青柳主任

お世話になります。農業委員会事務局の青柳です。

では、今月の議案に掲載されております新規就農者につきまして、私から説明させていただきます。

議案の12ページをごらんください。

今月は、お二方の新規就農者がございますので、それぞれ説明させていただきます。

まず、整理番号1番からまいります。〇〇〇〇様になります。〇〇様ですが、ご住所は旧市地区、農地につきましては笹賀の農地、2筆、3,404平米を借りる予定となっております。また、就農目的につきましては、出荷等を行う農業で、栽培予定品目につきましては野菜、シイタケと伺っております。なお、シイタケは施設栽培を予定しておりますので、お願いいたします。また、出荷先ですけれども、JAと個人販売を検討していると伺っておりまして、出荷量としましては、シイタケを3,000キロ、45万円の販売額を見込んでおります。

こちらの方ですけれども、既に塩尻市でシイタケ栽培を5年ほど経験しておりまして、栽培経験を持った上での就農になります。

また、そのほかの情報として、通作距離4キロ、車での移動となっております。加えて、草刈り機等の農機具についてはお持ちということでお話をちょうだいしておりますので、お願いいたします。

議案ですけれども、1ページの9番の議案になりますので、お願いいたします。

また、新規就農届のご署名には、青木農業委員と岩垂農業委員からそれぞれご署名をちょうだいしておりますので、あわせて報告をさせていただきます。

では、12ページに戻っていただきまして、続けて整理番号2番、〇〇〇〇様になります。〇〇様ですが、ご住所は本郷地区、借り入れる予定の農地につきましては、入山辺の2筆、1,321平米でございます。また、〇〇様の就農目的は自家消費を中心とした農業とのことで、栽培予定品目につきましては、新規就農届には水稻、利用集積計画には麦という

ことで報告がございますので、お願いいたします。

それから、農業従事者につきましては、ご本人お一人で営農するとうかがっておりますので、お願いいたします。

議案ですけれども、10ページの6番、こちらが今回の新規就農に該当するものになりますので、よろしくお願いいたします。

また、新規就農届の署名ですが、竹島農業委員と百瀬農業委員からそれぞれ署名をちょうだいしておりますので、よろしくお願いいたします。

新規就農の説明につきましては以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただいま新規就農者に対しまして、地元の委員から補足がありましたら、お願いいたします。

青木委員。

青木農業委員

私から〇〇さんについて、補足をさせていただきます。

新規就農届では農業従事者にお二人と書いてございます。こちらは、ご本人ともう一人知人ということで、〇〇〇〇さんという方がパートナーになって営農します。〇〇さんは元々サラリーマンで、今のところ土曜日の休みしか農業ができないそうで、塩尻市でシイタケ栽培をしている〇〇さんがメインで農業をやられるとのこと。また、今回の新規就農を機に、〇〇さんは夏までに退職して、農業に専念するとおっしゃっていました。

お話の中で、シイタケをメインで栽培しますけれども、自家消費用として色々な野菜もつくってみたいと言っておりましたので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

竹島委員。

竹島農業委員

〇〇さんの新規就農についてお話しさせていただきます。

〇〇さんは10月24日に私の自宅へ来られまして、お話をさせていただきました。本人は山岳ガイドをしていらっしゃるようですが、農業をやってみたいと思い、自家用の作物栽培から取り組んでいくとのことでした。

それから、百瀬農業委員もよくご存知で、地域活動に参加して、地域の中に溶け込んでいるというお話を聞きましたので、〇〇さんについては、前向きに取り組んでいくということで奨励したいと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。

宇治主事。

宇治（農政課）

お世話になっております。農政課の宇治です。

着座にて説明させていただきます。

今回、特記事項はありませんので、議案の説明に入ります。

1 ページをごらんください。

5 - (1) - ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第 159 号になります。

合計欄のみ読み上げますので、8 ページをごらんください。

合計、一般、筆数 57 筆、貸し付け 33 人、借り入れ 23 人、面積 12 万 5, 215 平米。

円滑化事業分、筆数 115 筆、貸し付け 66 人、借り入れ 35 人、面積 16 万 211 平米。

所有権の移転、筆数 1 筆、貸し付け 1 人、借り入れ 1 人、面積 1, 706 平米。

第 18 条 2 項 6 号関係、筆数 4 筆、貸し付け 2 人、借り入れ 2 人、面積 7, 593 平米。

農地中間管理権の設定、筆数 35 筆、貸し付け 23 人、借り入れ 1 人、面積 5 万 3, 043 平米。

合計、筆数 212 筆、貸し付け 125 人、借り入れ 62 人、面積 34 万 7, 768 平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数 127 筆、面積 20 万 7, 926 平米、集積率は 70.96% になります。

議案第 159 号は以上となります。

続きまして 10 ページをごらんください。

5 - (1) - イ、農用地利用配分計画案の承認の件、議案第 161 号になります。

合計欄のみ読み上げますので、11 ページをごらんください。

合計、筆数 35 筆、貸し付け 1 人、借り入れ 13 人、面積 5 万 3, 043 平米。

当月の利用件設定のうち認定農業者への集積は、筆数 27 筆、面積 4 万 4, 858 筆、集積率は 84.57% になります。

議案第 161 号は以上となります。

議 長

ただいま農政課から説明がありました。

両議案に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。

以降、議案の採決におきましては、農業委員対象に行います。

議案第 159 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
続きまして、議案第161号について、原案のとおり賛成することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。  
続きまして、議案第160号 農用地利用集積計画の決定の件につきまして上程いたしますが、本件は委員に関する案件になりますので、農業委員会法第31条の規定により、二村委員には退室をお願いいたします。

(二村農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
宇治主事。

宇治（農政課） 続きまして、議案9ページをごらんください。  
議案第160号になります。  
合計欄のみ読み上げます。  
合計、筆数2筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積2,661平米、認定農業者への集積は100%となります。  
議案第160号は以上となります。

議長 ただいま説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第160号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
それでは、退室をしておりますに村委員の入室を許可いたします。

(二村農業委員 入室)

議長 続きます、議案第162号から165号 農地法第3条の規定による許可申請の件、4件についてを上程をいたします。  
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

大島事務員 それでは、総会資料13ページをごらんください。  
農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。  
初めに、議案第162号、征矢野2丁目〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、426平米を農業経営規模拡大のため、賃貸借により〇〇〇〇さんへ賃貸借権を設定するものです。  
続きます、議案第163号、今井〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、448平米外1筆、合計928平米を農業経営規模拡大のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。  
続きます、議案第164号、村井町南2丁目〇〇〇〇-〇、登記地目、田、現況、畑、69平米を農地の効率的な利用のため、交換により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。  
なお、〇〇さんの耕作面積は、許可要件であります芳川地区の下限面積30アールに欠けていますが、申請農地につきましては、隣接する〇〇さんの所有地を利用しなければ利用が困難であると判断し、農地法施行令第2条第3項に規定されている下限面積の例外として本申請を受理いたしました。  
続きます、議案第165号、村井町南2丁目〇〇〇〇-〇、登記地目、田、現況、畑、5.33平米外2筆、合計24.98平米を農地の効率的な利用のため、交換により〇〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。  
以上4件となります。下限面積の例外とする議案第164号を除く3件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議長 次に、地元の委員さんの意見を162号から順にお願いをしたいと思います。  
まず初めに、162号、征矢野であります。青木委員さん、お願いします。

青木農業委員 〇〇さんのこの場所なのですが、南松本の〇から真っすぐずっと北側のところを西のほうにずっと行きまして、〇〇〇をまたいで真っすぐ行きますと、左側に〇〇〇〇があるんですが、〇〇〇〇のところ右側に〇〇〇〇〇がありまして、そこをずっと北に入ってしばらく行きましたところの右側にグリーンハウス、ハウスになっておりまして、立派なハウスで、ここが現地で、〇〇さんと一緒に見てまいりましたんですが、実は渡人の〇〇さんのだんなさんが2年ほど前に亡くなってしまって、奥さん1人でちょっともうできなくなってきちゃったんで、何とか〇〇さんにやってくれということなんで、お願いをしたというような経緯も聞いておりますけれども、〇〇さんは31歳で、ばりばりのやる気のある方で、お話をしている



窪田農業委員

申請地ですけれども、村井町にあります〇〇〇〇〇〇〇〇の敷地の北東に隣接する圃場になります。それぞれの圃場の北側と、東側は水路と道路を挟んでいるんですが、農地になっています。そのため、交換によって隣接する他の圃場に与える影響というのは多分ないだろうというふうに思われます。

なお、備考欄に交換というふうにありますけれども、ご案内のように、見ていただくとわかりますが、面積がちょっと違います。この差につきましては、現金で精算されるということでもありますので、申し添えたいと思います。

以上であります。

議長

続きまして、このことにつきまして、全体を通して委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

農地法第3条の規定による案件、4件について一括をして集約をいたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第162号から165号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

全員賛成です。本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。

続きまして、議案第166号から170号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、5件についてを上程をいたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

大内主査。

大内主査

それでは、議案書の14ページをお願いします。

農地法第5条の規定による許可申請承認の件です。

議案第166号、島立〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、170平米に寿豊丘にお住まいの〇〇〇〇さんが一般住宅を新築する計画です。農地区分は第3種農地であり、原則許可ですので、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第167号、寿北3丁目〇〇〇-〇、53平米外1筆、合計70平米に〇〇〇〇〇〇〇〇が駐車場及び墓地として申請するものです。申請地は駐車場と墓地となっており、農地とは認識せずに敷設、建立してしまったものです。追認であることにつきましては、当時転用許可手続がされていれば、転用基準を満たしている上、てんまつ書の添付もされておりますので、やむを得ないものと考えます。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。



議長 ないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第166号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続いて、167号、寿北でございます。河西委員さん、お願いいたします。

河西農業委員 167号は、追認と、それに伴う所有権移転の件になります。長年竹淵にある〇〇〇の〇〇〇としてお墓と、あと駐車場として利用されていた土地です。今さら農地に戻すのも、ちょっと状況的に不可能だと見ました。  
以上です。

議長 現地確認をしていただいた丸山さん、お願いします。

丸山農業委員 この件につきましては、写真にあるように、もう既に舗装がされているんですが、追認案件ということであるものですから、許可相当と考えました。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
本件について、委員の皆様で意見がありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第167号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。  
続いて、168号、里山辺であります。中川委員さん、お願いします。

中川農業委員 168号の案件の説明をいたします。  
写真は、これ、2ページの上になります。まず、譲受人が〇〇〇〇さんで、譲渡人が〇〇〇〇さんで、〇〇さんの息子さんが〇〇〇〇さんになります。小学生のお子さんと、あと奥さんと今、長野市内に住んでいらっしゃるということで、行く行くは松本に帰ってきて、実家を継ぎたい、お父さんの



番奥のほうの家の東側と言うか、あちらが私のほうの宅地部分を使って家を建てるという計画になっております。

以上です。

議 長 河野委員、いいんですね。

河野農業委員 はい、了解。

議 長 ありがとうございます。  
ほかにどうですかね。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第168号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続いて、169号、梓川でありますので、古沢委員、お願いします。

古沢農業委員 ご報告申し上げます。  
1月29日に波田野裕男最適化推進委員と一緒に現地を見てまいりました。この写真でいきますと、右側の上のほうは、もう少し行くと安曇野市です。手前のほう左側は〇〇〇があります。それで、その反対側にも住宅があります。ここは三方が全て住宅に囲まれました少し窪地の水田になっております。波田野さんも水田をつくっていらっしゃるの、そのお話の中では、ここところは小さな田んぼなんです、スズメがそこに集まるえさ場となっているくらいで、全てお米が食べてしまわれると。それで、収量も大分少ないし、周辺には何も影響がないので、住宅になっても構わないだろうというお話でございました。現地の確認でもそのように見てまいりました。よろしくをお願いいたします。

議 長 現地確認をしていただきました河西委員、お願いします。

河西農業委員 古沢委員のおっしゃられるとおり、周辺は住宅地の中にぽつんとある田んぼ、農地ということで、利用価値は低いと判断しました。

議 長 この案件につきまして、ほかの委員の皆様で質問、意見ありましたら、発

言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

集約をいたします。

議案第169号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。

続いて、議案第170号、これも波田でありますので、波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員

場所は、波田の〇〇〇から〇〇のほうへずっと上がっていく道の2キロばかり上へ行ったあたりはかなり上のほうの部落の私のうちのかなり近くになるんですけども、これ、写真を見ていただくと、この白線のところは、これ多分、うちの建たたる部分であって、実際には私が見てきたのは造成だか、リンゴをこいであって、もう少しかなり広い部分まで宅地造成などして、工事がしてあり、自分のところのリンゴ園だで、日影になっても差し支えないで、土地的にはいいところなんですけれども、周りも大分うちが建たってきたり、パイプハウスがあったり、鉄骨の小屋があったりして、農家のいろいろな建物が建たる場所なんですけれども、将来的には、ここも多分、うちがふえてくるだろうなという発展していく場所だと思うので、人口が少なくなるこの地域ではいいかなと思ってまいりました。

議 長

現地確認をしていただきました河西委員さん、お願いします。

河西農業委員

建物の一番影になる北側が道路ということで、周辺に与える影響も限定的ではないかと見てきました。

以上です。

議 長

ほかの委員の皆さんで本件について質問、意見ありましたら、をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

意見がないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第170号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、議案第171号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、1件についてを上程をいたします。  
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。  
大島事務員。

大島事務員 それでは、15ページをごらんください。  
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。  
議案第171号、寿北3丁目にお住まいの〇〇〇〇さんが寿北3丁目〇〇〇-〇、652平米外9筆、合計7,063平米について承認を受けるものです。  
以上1件になります。よろしく申し上げます。

議長 それでは、議案第171号について、地元委員の意見をお願いいたします。  
寿ですので、河西委員、申し上げます。

河西農業委員 〇〇〇〇さんは長年農業をやられている方で、しっかりと営農しております。現地も確認してきましたが、きちっと営農されておりました。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第171号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。  
事務局から報告事項アからカについて一括説明をお願いいたします。  
大島事務員。

大島事務員 それでは、報告事項のアからカについて説明いたします。  
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

初めに、16ページ、非農地証明の交付状況の件、2件、続きまして17ページから21ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、40件、続きまして22ページから24ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、29件、続きまして25ページ、農地法第4条の規定による届出の件、5件、続きまして26ページから29ページ、農地法第5条の規定による届出の件、22件、続きまして30ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、1件。

以上になります。よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの事務局から説明がありましたが、これに対しまして農業委員、また推進委員の皆様からご意見やご質問がありましたら、お願いをいたします。

柳澤委員。

柳澤委員

16ページの下の方の件について、ちょっとお伺いします。

見ますと、面積が489平米と、非常にまあまあ大きな面積ですが、これが昭和45年ということで、このころだと、まあまあ手続がされていたんじゃないかと思えます。ちょっと経過をもう一度、内容がわかったらお願いしたいと思えます。

議 長

補佐、お願いします。

川村局長補佐

それでは、私のほうから説明させていただきます。

まず、昭和45年という年代なんですけれども、ちょうど昭和46年からですか、都市計画区域の指定、あるいは参考までに農振も46年ということで、都市計画区域の線引き以前の土地だという形となっております。

里山辺のところでは旧住宅という形で残っていたところとして、線引き前という観点からも、面積的には問題がないかというように感じているところでございます。

以上です。

議 長

柳澤委員、いいですか。

柳澤農業

はい。

議 長

ありがとうございます。

ほかに意見がありましたら、お願いします。

河野委員。

河野農業委員

たびたびすみません。

17ページから始まる合意解約の関係ですが、いわゆる利用権設定のものが途中で解約されるという表示はわかるんですが、その他貸借というのが

何件か、三、四件ありますか。これは、いわゆる利用権じゃなくて、旧来からの小作地という理解でよろしいかどうか確認をしたいと思います。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐 私のほうからご説明させていただきます。

委員さんおっしゃるとおり、小作権というかが載っているものもあるかとは思いますが、一応当農業委員会の農地台帳上は、昔の永小作権というもの、こういったものの区別がございません。ただし、農家台帳上で貸借、利用権とか以外の貸借もその他貸借という形で残してあります。これは、何か永小作権とかが最終的に出たときに問題にならないように、当農業委員会のほうで管理しているところなんです、おっしゃるとおり、利用権以外のその他貸借、繰り返すようで恐縮ですけれども、その他の貸借が結ばれているものでございます。

議 長 河野委員さん、いいですか。

河野農業委員 はい、了解しました。

議 長 ほかにありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようです。

本件について、ご了承いただける農業委員と、それから推進委員の皆様に挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は了承されました。

農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開は2時30分からは再開といたしますので、よろしく願いをいたします。

休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、その他農業委員会の業務に関する事項から進めてまいります。

初めに、令和元年農地賃貸借料に関する情報提供について、議案第172

号を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、総会資料の31ページ、それから32ページになりますので、よろしくをお願いいたします。

着座にて失礼をさせていただきます。

こちらにつきましては、毎年この時期に総会で決定をいただきまして、情報を農家の皆さんに提供しているものでございます。

要旨にもありますとおり、農地法の52条で情報の提供等がうたわれております。また、農業委員会法の中でも、所掌事務というところに規定がございます。これらに基づきまして、昨年1月から12月までの1年間に賃貸借されました農地の情報を整理しまして、まとめたものでございます。

情報提供の方法ですが、3番にありますとおり、ホームページに掲載いたしますとともに、窓口にて希望する農家の皆さんに配付をしていくものでございます。

提供する情報は、32ページでございます。

こちらにつきましては、昨年1年間の利用権設定の関係、賃貸借されました10アール当たりの賃貸借料を取りまとめたものでございます。田んぼ、畑、それから樹園地ということで、地区につきましては、旧松本市、四賀地区、それから安曇、奈川につきましては、母集団が少ないものですから、提供できるものはないんですが、梓川と波田地区ということで提供してまいります。平均値、最高値、最低値ということで、データ件数は右のところにあります。このような内容になっております。

平均額につきましては、長期トレンドで見ますと、年々下がる傾向にあるということは間違いございません。

ということで、整合性のとれるデータに関して、このような数字を取りまとめたということでございます。決定のほうをよろしくをお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これに対しまして農業委員の皆様、また推進委員の皆様からご意見や質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

意見がないようです。

これより採決を行います。

農業委員の皆様にお伺いしますが、議案第172号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
次に、協議事項に移ります。  
令和元年度利用意向調査結果に基づく対応についてを議題といたします。  
まず、事務局から説明をお願いいたします。  
中野主査。

中野主査

では、協議事項 6 - (2)、令和元年度利用意向調査結果に基づく対応についてということで、総会資料 33、34、35 ページとなります。

着座にて失礼いたします。

こちらの利用意向調査の結果ですけれども、昨年の夏に皆さんのほうで農地パトロールをしていただきました結果を受けて、新規に A 分類及び 2 号遊休農地の所有者に対して、今後この農地をどのように使用していきますかという調査となっております。

また、その調査結果を受けて、今後の対応について協議するものとなっております。

経過といたしましては、昨年の 7 月から 8 月において、市内 21 地区で農地パトロールを行い、昨年の 11 月 15 日に対象者に対して調査書を発送いたしました。その結果、回答期限までに回答をいただけなかったものにつきましては、ことしの 1 月 8 日に再度、未回答者に対して通知を発送いたしました。今回報告する数値ですけれども、1 月 20 日時点の数値となっております。

3、利用意向調査の結果（暫定値）ですけれども、件数は 110 件、163 筆、11.8 ヘクタールの調査となっております。昨年の 10 月の定例会時におきましては、121 件、174 筆、12.9 ヘクタールと報告をいたしました。調査後の再精査等によって数字が変更となっております。主には、実際にはその農地、耕作していましたがずれている要因となっております。

では、実際の回答状況なんですけれども、回答のほうは 89 件、132 筆、9.6 ヘクタールにつきまして回答いただきました。筆数で見た回答率は 81% となっております。

回答の結果は、こちらの下段の数値となっております。

さらに、詳細については、35 ページのところの地区別にそれぞれの回答の数値を入れてありますので、こちらのほう、またご確認をしていただければと思います。

4、農地法に基づく今後の対応といたしまして、回答結果を受けまして、農地中間管理機構の事業を利用する旨、回答があったものにつきましては、ここで農地中間管理機構にその旨を情報提供いたします。

また、農地所有者代理事業を利用するという意思表示があったものにつきましては、農地利用集積円滑化団体、JA さんに対して情報提供を行います。

みずから所有権の移転または賃借権の設定を行うというものにつきましては、ことしの 8 月ぐらいに農家台帳のほうにて再度確認を事務局のほうで

行います。

こちら、次（４）となりますが、今回の調査において、みずから管理、耕作を行うということで回答があったものにつきましては、本年の7月から8月に実施する農地パトロールにおいて、各委員さんのほうで再度確認をしていただくようになります。

（５）といたしまして、農地上の利用を行う意思がない、または利用状況調査を行ったんですけれども、実際に回答をいただけない筆に関しましては、6カ月を経過した日において、中間管理機構と協議すべき旨を勧告いたします。

こちらの勧告につきましては、実際にその農地中間管理機構が借り受けられる農地につきましては、勧告の対象となってまいります。実際に勧告をした場合につきましては、そちらの農地の固定資産税が約1.8倍に増加するというものになります。

5といたしまして、遊休農地解消に向けた取り組み（案）。

農業委員会は、利用意向調査の結果、表明された所有者等の利用の意向や、地域の営農計画を勘案しつつ、必要なあっせんや、農地の利用関係の調整を行うこととされております。

こちらにつきましては、（1）になりますけれども、利用意向調査の結果につきまして、詳細なものを添付させていただいております。

こちら、別紙の令和元年度利用意向調査・回答状況一覧でございます。A4横のものとなっております。こちらのほうには、一筆ごと回答結果及び耕作者の氏名が載っております。こちら、耕作者基準で表のほう、上から並んでおりますので、ちょっとすみません、農地の地区ごとにはなっておりませんので、ご了承をお願いいたします。

こちらに回答状況の全ての記載事項が入っております。こちらのものを利用しつつ、地区の現場活動といたしまして、地区農業再生協議会との情報共有と連携、また地域の担い手への対象農地に関する借り入れ意向の確認、集落、地域の話し合いの場での積極的な話題提供と情報収集等の資料として活用していただければと思います。

また、参考資料といたしまして、松本市における補助事業等の情報等がございます。こちらにつきましては、別冊の令和2年度補助事業情報、A4横のものとなっております。

こちら、1枚めくっていただきました遊休荒廃農地対策事業の概要、こちらが松本市独自の補助事業となっております。こちら、農政課のほうで対応しておりますので、この事業内容を読んだ中で、各地区で対応可能な荒廃農地があれば、ぜひこの事業を使っていただいて、農地の再生のほうを検討をお願いいたします。

こちら、農政課のほうで予算をとっておりますけれども、申請がなければ、この予算、どんどん減額、毎年毎年減額されてしまいますので、地区の中でこの事業に該当する農地があれば、ぜひ積極的に事業を使っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

また、この市の独自の事業のほかには、次のページ以降で国の補助事業等

を載せさせていただいておりますので、こちらにつきましても、この補助事業の内容等を確認していただきまして、地区のほうで大々的に行う事業があれば、まずご相談をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

説明は以上になります。今後の対応についてご協議のほうをお願いいたします。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。  
推進委員の皆様も含めまして、質問や意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようであります。  
本件について、ご承認をいただける農業委員と推進委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は了承されました。  
委員の皆様には、本調査結果に基づきまして、担い手と利用関係の調整や遊休農地の解消指導に努めていただくようお願いをいたします。  
続きまして、報告事項に入ります。  
初めに、報告事項ア、令和2年度農業委員会行事予定についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。  
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、令和2年度の行事予定につきまして、現時点の状況についてお示しいたしますので、よろしくお願ひします。

36ページからになります。

この内容は、来年度の方向性についてお示しする中で、ご意見をいただければという趣旨になりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、要旨はそのとおりでございますが、2番目、令和2年度行事日程の現在の案でございますので、ページは38ページ、それから39ページということをお願いいたします。

最終的に確定度の高いスケジュールにつきましては、4月の総会で提示をしますが、現在のところはこんな状況でございます。

38ページについては、1年間の主要会議等の日程でございます。ざっとごらんいただければと思いますし、今のところ10月に意見書の関係ですが、新しい市長になりますけれども、10月2日に出して、29日に懇談

会をセットできればと。10月の総会とあわせまして、例えば午前中総会やって、午後懇談会とかっていうふうにすれば、委員さんのご負担も少なからうと考えております。

39ページにつきましては、総会の現在案ということで、4月、5月、6月につきましては、調整できる範囲で農協さんの理事会などの日程も決まっているようですので、そこら辺は調整はさせていただきましたけれども、うちも基本は月末にセットしておりますので、調整がつく範囲で調整はしております。

ただ、7月、8月以降につきましては、まだ未定というようなことでございましたので、そこら辺、うちのほうも会議室を抑える関係がありまして、早目にもう決定していかないと会議室が確保できないという事情もありますので、よろしく申し上げます。

2月につきましては、音楽文化ホールまたは大手公民館というような今のところ予定をしております。2月は確定申告等で会議室は使えないと。議会も2月はありますし、なかなか使えないもんで、外に出てという考えでございます。

また、下のほうに書いてありますけれども、後ほどご説明しますけれども、移動農業委員会をどこかで1回開催するというふうに考えておりますが、まだ詳細決まっておられませんので、今の段階ではちょっとお示しできない状況でございます。

続きまして、また36ページ、37ページに戻っていただきまして、主要な取り組みや新たな取り組みということで申し上げます。

情報・研修委員会のほうの事業としまして、今、委員会で検討を始めたところでございますが、新しく鳥獣害防止啓発事業の実施というのがございます。昨年8月にシンポジウムをMウイングのほうで開催しましたけれども、「動物から農地を守る！～誰でもできる鳥獣害～」ということで、こちらの後継事業として、実際圃場に出て、試験なり普及に努めていくというふうなことで考えております。

山際に広域防護さくが張りめぐらされている中で、シカやイノシシ、猿といったものは若干被害が減っているわけですが、里に住み着いている中型獣につきましては、せんぜ畑に入って悪さをしたりというようなことをよく耳にする中で、昨年も埼玉県の方の試験場の部長さんにお越しいただいてシンポジウムをやったわけですが、来年度は新たにモデル園地を選定して、実地研修をやっていったらどうかというふうなことで検討を進めております。

また、それに関連して、外部団体との懇談会等を行いまして、取り組みを周知したり、意見交換をするというふうなことで検討を進めております。それが(2)のところでございます。

鳥獣害対策にこだわらずに、広く一般的な農業振興も含めた懇談会というふうなことも検討いただいておりますが、JAの青年部ですとか、本日も一緒に研修を受けるわけですが、松本新興塾の皆さんや元気な女性農業者団体の皆さんを想定しておりますが、もちろん相手の意向もあるところで

ございます。詳細は委員会のほうで検討を進めているところでございます。

また、(3)、(4)ということで、従来どおり農業委員会だより、それから視察研修ということで計画をしているところでございます。

37ページに移りまして、農業振興委員会ということで、先ほど触れましたとおり、新しい市長に提出を予定しております。

それから、真ん中に行きまして、移動農業委員会ということで、他地区あるいは他団体の取り組みや事例に学びまして、委員活動の幅を広げるということでございますけれども、令和2年度どのようなところに行って勉強すればいいかというふうなことで、若干事務局のほうで3つほどアイデアがありますが、委員の皆様からもこんな考えがあるというふうなことがありましたら、お寄せいただければありがたいかな。また、この一、二カ月中に決定しまして、4月の総会でお示しをしたいと考えているところでございます。

最後、新春委員研修会というふうに書きましたけれども、また来年のきょう、令和3年の1月の総会の際に研修会なども考えているところでございます。

来年の全体像として、今考えていることをお示しました。最終的なものは4月にまた皆さんにお諮りするということでお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。  
推進委員の皆様も含めまして質問や意見ありましたら、挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。  
本件についてご了承いただける農業委員と推進委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は了承されました。  
委員の皆様には、説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思っております。  
続きまして、報告事項イの農業委員・農地利用最適化推進委員として注意すべきこと（注意喚起）ということを議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。  
清澤補佐。

清澤局長補佐

では、説明をさせていただきます。着座で失礼いたします。  
11月の定例総会でも農業委員等の綱紀粛正について、新聞記事と一緒に

お配りしましたが、昨年10月、2市町村において農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕されました。具体的には、大分県別府市で農地転用の許可手続をめぐり、便宜を図った見返りに現金数十万円の賄賂を受け取った件、奈良県安堵町で農地を転用して開発しようと計画し、営農目的としたうその許可申請書を提出し、農地を取得したという2件です。

翌11月には、全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議が行われましたことを受けまして、全ての農業委員会で法令遵守の申し合わせ決議を行うか、または注意喚起を行うように長野県農業会議から依頼がありましたので、本日、委員として注意すべきことについて再確認をしていただきます。

それでは、資料40ページをごらんください。

## 2、確認事項。

まず、農業委員として注意すべきこと、4点ですね。

ア、総会・部会の運営。

農地法等に基づく事務の公正・公平性、透明性を持った審議を行うこと。

イ、議事参与の制限。

自己または同居の親族、配偶者に関する事項については、議事参与を制限すること。

ウ、秘密保持義務。

職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員をやめた後も同様。

エ、農業委員の失職。

議会の同意を得て、罷免された場合及び農業委員会法第8条第4項に該当した場合、失職をします。

農地利用最適化推進委員として注意すべきこと、2点。

農業委員と重複しますけれども、ア、秘密保持義務。

イ、推進委員の失職。

解嘱された場合及び農業委員会法第8条第4項に該当した場合は失職します。

今後も法令遵守を徹底していくために、毎年1回、定例総会において、委員として注意すべきことの確認を行っていきたいと思います。

報告は以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

次に、報告事項ウ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といた

します。

事務局の説明をお願いします。

板花補佐。

**板花局長補佐**

それでは、41ページ、それから42ページのほうをごらんいただきたいと思えます。

まず、先月定例総会以降の報告でございますが、ごらんのとおりの内容になっております。

1月の前半は、新年会等でいろいろと忙しい状況でございました。

本日、1月31日、午前中再生協議会の総会、それから農振協議会の総会があったところでございます。

42ページにつきましては、来月の予定になっております。

2月3日は、家族経営協定合同調印式がございます。関係する地区ですね、旧市、今井、島立他の委員さんは、ご足労いただきますが、よろしく願いいたします。

それから、2月19日、議案と一緒に通知をいたしました。こちら、松塩筑安曇農業委員会協議会主催の事業でございます。元年度農業活性化推進研修会ということでご案内いたしました。出席できない委員は、事務局職員のほうに一声かけていただいて、ご連絡をいただければと思えます。ただ、こちら、スイス村のほう、ご自身で足を運んでいただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。地域農業振興に貢献された奈川地区、安曇地区、それから旧市内の農業者の方の表彰式等ありますので、よろしく願いいたします。地元事業ですので、ぜひ全委員の出席をお願いするものでございます。

2月20日、農地転用現地調査につきましては、すみません、窪田委員となっておりますが、塩原委員の間違えでございまして、変更になっております。岩垂委員と塩原委員ということでお願いいたします。

それから、来月、2月28日の総会ですが、大手公民館大会議室となっております。今の委員さんにとりましては、初めての会場になりますので、ご注意をいただきたいと思えます。

大名町の市役所の大手庁舎でございますけれども、大手庁舎の裏側、つまり西側のほうに大手公民館があって、その2階の大会議室になります。Mウイングではございませんので、お願いします。

周辺の市営パーキングをご使用の際は、無料チケットの準備がございますので、また当日申し出ていただければ、駐車チケットをお渡しすることができます。よろしく願いいたします。

当面の予定、私からは以上でございます。

**議 長**

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。

発言のある委員の皆様は挙手をお願いをいたします。

長谷川委員。

長谷川農業委員 先ほどの注意すべきこと、農業委員の関係ですけれども、先ほどの議案の中に、交換によるものがありましたよね、農地の。  
それで、面積が違うけれども、交換ということで、差額分は現金で決済するって、あれ、ちょっと法律にひっかかるような気がするんですけれども、どうでしょうか。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐 大変申しわけございません。詳細をお調べして、この後の会議の際に少しお時間いただいて、お答えしたいと思いますので、申しわけございません。

議 長 いいですかね、長谷川委員。

長谷川農業委員 はい。

議 長 ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。  
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。  
以上で報告事項は終了いたしました。  
続きまして、その他の項目に入ります。  
最初に、松本農業改良普及センターから情報提供をお願いいたします。

小川（松本農業改良普及センター） お世話になります。よろしく申し上げます。

別冊で松本農業改良普及センター情報提供資料というものをごらんいただければと思います。

1からございますけれども、順番にご説明させていただければと思います。  
最初に、1ページなんですけれども、前回のときも若干お話しさせていただいたんですけれども、農政課と農業改良普及センターの組織統合が4月に始まりますというものなんですけれども、来週プレスリリースされるという予定で、その原稿をそのままなんですけれども、ちょっとお持ちさせていただきました。

地域振興局、今ございますけれども、その中に農業農村支援センターという名前ということで決まったようなんですけれども、新たに設置するということです。

ただ、おおむねの業務内容は、これまでとは大きな変更はございませんで、真ん中の四角がございまして、地域振興局の中に農業農村支援センターが設置されまして、旧農政課が農業農村振興課になりまして、旧農業改良普及センターが技術経営普及課になるというような中身で変更になって

まいります。

また、引き続き4月以降もよろしくお願ひしいたいと思います。

それと、2ページからなんですけれども、こちらのほうは、しあわせ商談サイトNAGANOというものなんですけれども、昨年12月13日にサイトがプレオープンしました。こちらのほうは、昨年新たにできました長野県営業本部で立ち上げたものなんですけれども、要は無料の商談サイトというか、そちらのほうを県が立ち上げたというようなものになっております。

まだちょっと中身、ご存じのない皆様方も多いかと思うんですけれども、次めくっていただきまして、3ページ、4ページあたりに実際もう既に登録された方のものが幾つかあるんですけれども、まだまだ農産物で50くらいの登録なんですけれども、こちらのほうは無料で、どうもこういうサイトの専門の業者さんが県のほうへ出向されて、中身を吟味されたというようなふうにお聞きしておるんですけれども、他県ではなかなかここまでの取り組み事例がないというようなこともおっしゃってましたんで、ぜひちょっとのぞいていただきまして、関心ございますようでしたら、有効にご活用いただければと思いますので、よろしくお願ひしいたいと思います。

あと、こちらのほうの中身等は、随時出向いて説明等もさせていただきますというようなこともいっておりましたので、よろしくお願ひしいたいと思います。

それと、5ページなんですけれども、来週の月曜日ですけれども、農業改良普及センターの毎年1回開催しております活動成果交換会というものがございます。そちらのほうを松本の合庁のほうで開催予定になっておりますので、またご関心あるようでしたら、ぜひ出向いていただければと思います。

全県の取り組み内容、11ほど全体発表ございますけれども、そちらのほうのプレゼンテーションと、あとポスターセッションが76課題ほどございます。またぜひご都合つくようでしたらお顔を出していただければと思いますので、よろしくお願ひしいたいと思います。

ちなみに、今のところ約200名のお申し込みがあるんですけれども、ちょっと駐車場等も狭い場所ですけれども、ぜひよろしくお願ひいただければと思います。

それと、6ページなんですけれども、こちらのほうは普及センターと農業士のほうの共催でやるものなんですけれども、リンゴの高密度植栽培の勉強会ということで、若い方向けのものを開催予定としております。2月13日に合庁でございますので、また後継者の皆様等にもぜひご周知いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

それと、次のページが7ページになるんですけれども、有機農業の関係なんですけれども、こちらのほうもやられている皆さんもいらっしゃるかと思いますので、ちょっと入れさせていただいたんですけれども、ちょっと佐久のほうで、遠路にはなってしまうんですけれども、2月14日にプラットフォーム情報交換会というものがございまして、有機農業に関心のあ

る方等の情報交換会がございますので、よろしくお願いただければと思います。

それと、8ページなんですけれども、こちらのほうは伝統の野菜に関するものなんですけれども、種子法の改正等もございまして、来年度から伝統野菜の採取の関係にも注目が集まってくるかと思うんですけれども、そこらを中心に、2月17日なんですけれども、こちらも松本合庁なんですけれども、主には種とりの技術の継承というようなことで開催予定ですので、よろしくお願いただければと思います。

あと、9ページ以降は気象に関する栽培管理等についての情報提供をさせていただきましてはありますが、思い切り暖冬の状態ではあるんですけれども、雪害も、もしかしたらハウスの倒壊等もこれから心配になるというようなことで、4ページほど技術情報等をつけてございますので、よろしくお願いただければと思います。

あと、13ページには、昨年もちよっと話題にはなっておったんですけれども、野焼きの火災が倍増というふうなことで市民タイムスにも掲載されておりましたので、またごらんいただければと思います。

14ページのところに沢村の旧測候所があったところのデータ、1月上旬、1月中旬のみなんですけれども、掲載させていただいておりますが、やはり気温を見ていただければ、2020年の日最低気温が平均気温のところまで上がっているというふうなもの、やはり気温の変化でもわかるかと思えます。引き続き営農作物等の対策等もぜひお願できればと思います。

私のほうからは以上で、よろしくお願いたします。

## 議 長

普及センターの小川補佐、ありがとうございます。  
続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。  
板花補佐、お願いたします。

## 板花局長補佐

それでは、二、三点お願いたします。

まず、作業機つきトラクターの公道走行の確認についてということで、先月、波田野推進委員から、こちら辺をもう少し確認して、地域に帰って委員さんが説明できるように資料を皆さんにご案内したらどうかということをご提案いただきましたので、こちらで用意させていただきました。

ここに書いてあるとおり、いろいろなもの、ホームページ等から寄せ集めまして、頭の一枚は私がつくったものでございますが、これまでロータリー等の直装型作業機を装着した状態のトラクターは公道走行できませんでした。余り意識されてなかったんですが、公道走行はできないことになってきたということでございますが、このほど国交省が農耕トラクターにかかわる道路運送車両法の運用を見直しまして、保安基準に緩和措置が盛り込まれることとなったわけです。これによりまして、トラクターに作業機を装着した状態であっても、一定条件を満たした場合は公道走行できるとされました。昨年10月のことだそうです。

一定条件というのが4つほどありまして、灯火器類の確認、車両幅の確認、

安定性の確認、免許の確認というふうなことで4つチェックをしていただいて、法令遵守の中で公道を走っていただくということになります。

詳細につきましては、2ページ以降に日本農業機械工業会のほうで出している資料を添付しております。またご確認いただきたいですし、対応が必要な場合は、メーカーにお問い合わせしていただいて、適切な対応をとっていただくことが法に合致した対応となりますので、よろしくお願ひします。

あと、資料をつくり始めまして、それでもと思ってネット検索をしましたら、12月25日に国交省のほうでプレスリリースがありまして、「トレーラータイプの被牽引型の農耕トラクターの公道走行を可能にします」というようなことで出てまいりました。詳細な通知はまたこれから出てくるのかなとは思いますが、ホームページでわかる範囲で、1枚物ですけれども、裏表カラーコピーで提供させていただきました。先月はまだトレーラー型の牽引タイプのものについては、まだ検討、対応を検討、取り扱いを検討中というふうなことでしたけれども、どうやら取り扱いが決まってきたということでございますが、これを見ても、ちょっと説明できるような資料にはなっていないかと思いますが、かなりひもといで深く読んでいかないと理解できないかとは思いますが、また後ほど何か、何らかの情報提供があるのではないかと思いますが、トレーラータイプ、牽引型のものも決まってきたというふうにご理解いただければと思います。

あと、2点目ですが、12月19日、20日と行いました農業委員会の視察研修ですが、参加された委員には会計報告をご案内しております。5,550円自己負担となりますが、今月の手当のほうから差し引きをさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、先月の総会でもお願ひをしたんですが、農業委員会の活動記録簿、今度、お渡しした活動記録セットのミシンの目を切り取っていただいて、毎月総会でその当月分をお持ちいただくということで先月ご案内したところでございますが、まだ10数名ご提出していただけていない委員がいます。4月から国の最適化交付金を受ける準備を進めておりますが、会計検査対応等ございますので、しっかりと書類は整えていきたいと思ひます。

1月、2月、3月は準備期間という位置づけで、試行を行っているところでございます。必ず当月分の活動記録簿を総会にお持ちいただくようお願いしたいと思ひます。お忘れになった委員は、来月からぜひお願ひしたいということで、改めて確認とお願ひをお願いします。

あと、また毎月のお願ひですけれども、本日欠席されている委員の資料につきましては、ほとんど皆さん来ていらっしゃいますが、それでも欠席された委員の分は地区でお持ち帰りいただいて、会議結果とあわせておつなぎください。

また、農地法関係の申請原本ですが、机の上にそのまま置いていただきたいと思います。

以上でございます。

議長 　　その他全体を通しまして委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いいたします。  
中川委員。

中川農業委員 　　意見ではありません。ご配慮いただければ大変にうれしいということなんですが、来年度以降の定例総会の予定がありました。この開始時刻を、農業者には農閑期と農繁期ってあります。私の場合ですと、今、農閑期に当たります。反対に農繁期が、例えば私であれば5月、6月、7月、8月、9月ということになるんですね。いつもであれば定例総会始まるのは1時半ということになっています。ただ、例えばきょうみたいに2時間もあれば終わる会議といたら、3時半に終わります。今はいいんですが、農業者にとっての農繁期に当たるときのこの午後の1時半から3時半って、非常に時間が貴重なんですよ。  
例えば、2時間で終わるであろう総会であれば、例えば開始の時刻を例えばですが、3時とか、もしくは3時半とかしていただけると、昼間の仕事ができるということになるので、その辺のところをまたご配慮をいただければ大変うれしく思います。よろしく申し上げます。

議長 　　中川委員さんの意見であります。役員会、また事務局とも相談申し上げながら、そういった方向で善処するということがいいですね。ありがとうございました。  
ほかに。  
上條委員。

上條信太郎農業委員 　　さっき温暖化の話がちょっとありましたけれども、先日中信平の総会がありまして、そのときに報告しましたけれども、どのくらい暑かって感覚、実際わからないと思うんですね。それで、今、上高地にどのくらいの雪があるかという、1月28日時点で55センチです。平年と比べてどのくらい少ないかという、1メートル少ないです。  
それから、奈川渡ダムへの流入量、平年だと毎秒12トンが、今、14トン。それだけ解け出しちゃっているということだね。これ、直接的には奈良井川より西側、洗馬から穂高までという範囲に影響を及ぼしていくんですけども、高い山がない東山はもっと厳しくなるということで、本当に祈るしかないんですけども、こういう積雪量は、ちょっとこの10数年の中で記録にないということですので、一応報告しておきます。  
以上です。

議長 　　ありがとうございました。  
ほかにどうですかね。ご意見ありましたら。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
事務局、川村補佐。

川村局長補佐 すみません。先ほどの委員さんからのご指摘の件につきまして、お手元の資料13ページになります。

下の段2つ、164番、165番、村井町南2丁目の件なんですが、確かにご指摘のとおりでございます。備考欄に交換と書いてあります。ですが、お金が伴う場合、この163番と同様になります。大変申しわけございませんが、「交換」の表記を「売買」に訂正させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。申しわけございません。

議長 長谷川委員、そういうことでありますので、ご了解をいただきたいと思  
います。  
ほかにどうですかね。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
以上で本日の案件は全て終了いたしました。円滑な議事進行にご協力いた  
だきまして、ありがとうございました。  
議長を退任させていただきます。ありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 15番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 16番 \_\_\_\_\_